

検 定 等 手 数 料(主な検定手数料抜粋)

奈良県工業振興センター(平成12年4月1日改訂)

【検定手数料】	【装置検査手数料】
1 質量計	タクシーメーター 700
(1)電気式・光電式はかりでひょう量が1 t 以下	【基準器検査手数料(抜粋)】
3 0 kg以下 1,050	1 基準分銅
1 0 0 kg以下 1,250	(1) 1 級基準分銅 2 0 0 g 以下 3,200
2 5 0 kg以下 1,650	2 0 0 g 超 7,900
5 0 0 kg以下 2,050	(2) 2 級基準分銅 5 kg以下 640
5 0 0 kg超 2,350	5 0 kg以下 780
※ 1 万分の 1 未満のものは 2 倍の額	5 0 kg超 8,800
(2)棒はかり・手ばかり	(3) 3 級基準分銅 5 kg以下 480
1 0 kg以下 100	5 0 kg以下 650
1 0 kg超 190	5 0 kg超 7,100
※ 1 万分の 1 未満のものは 2 倍の額	2 体積基準器
(3)機械式はかり及びひょう量 1 t 超の電気式はかり	(1)燃料油メーター用 2 5 リットル以下 13,600
5 kg以下 150	※ 2 以上のゲージグラスを有するものは、ゲージグラスが 1 増えるごとに(1)の 5 割増
2 0 kg以下 190	【指定・登録等手数料】
5 0 kg以下 250	1 計量証明事業の登録 53,800
1 0 0 kg以下 340	2 計量証明事業の登録証の訂正・再交付 1,750
2 5 0 kg以下 520	3 計量証明事業の登録簿の謄本の交付 760
5 0 0 kg以下 900	4 計量証明事業の登録簿の閲覧 370
1 t 以下 1,550	5 適正計量管理事業所の指定 2,550
2 t 以下 2,450	6 適正計量管理事業所の指定の検査 7,400
5 t 以下 6,150	7 計量士の登録(国の登録免許税) 30,000
1 0 t 以下 7,750	※H18.4.1改訂
2 0 t 以下 11,400	
3 0 t 以下 14,150	
4 0 t 以下 18,900	
5 0 t 以下 21,300	
5 0 t 超 37,800	
※ 1 万分の 1 未満のものは 2 倍の額	
(4)分銅	
2 0 0 g 以下 20	
2 0 0 g 超 220	
(5)おもり	
5 kg以下 20	
2 0 kg以下 90	
2 0 kg超 290	
3 体積計	
(1)燃料油メーター	
イ 使用最大流量 1 リットル毎分以下 590	
ロ 最大指示量 5 0 リットル以下 1,550	
ハ イ・ロ以外 2,050	
(2)液化石油ガスメーター 6,400	